

【世帯主等が死亡し経済基盤を失った】

支援策の名称	1 災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内で支給
対象となる方	●災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方)のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。
お問合せ先	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264

【被災地での健康を守るための10メモ】

●生活・身の回りのことについて

～水分について～

①水分の確保

・様々なストレスや、トイレが整備されないことが原因で、水分をとる量が減りがちです。また、寒冷と乾燥は脱水状態になりやすくします。特に高齢者は脱水に気づきにくく、こうした影響を受けやすく、尿路の感染症や心筋梗塞、エコノミークラス症候群などの原因にもなるので、しっかりと水分をとるようにしましょう

②飲料水の衛生

・飲用にはペットボトル入りミネラルウォーター又は煮沸水を使用し、生水の使用は避けましょう。
・井戸水や蛇口を直接使用する時は、煮沸等殺菌することにご気を付けましょう。